

公益社団法人 愛媛県看護協会 一般事業主行動計画 実施状況

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成27年4月1日から平成31年9月30日までの4年6か月間

2.内容

目標1：法を上回る取り組みとして、小学校6年生修了まで取得できる子の看護休暇制度利用を促し、子育て中の職員が申し出しやすい風土づくりを行う。

<実施状況>

⇒計画期間中、規程を改訂し、子どもの看護休暇制度を整備した。

目標2：仕事と生活にメリハリをつけ、仕事の疲れをリフレッシュできるよう、年次有給休暇を公休と組み合わせ三連休以上となるように計画し取得促進を図る。

<実施状況>

⇒シーズン初めの全体朝礼にて職員の年次有給休暇取得を促している。

目標3：3歳未満の子を養育する職員に対し育児短時間勤務制度の積極活用を促すことにより、仕事も子育ても出来る時間的余裕を生み出す。また、実績を出し制度利用しやすい職場風土づくりを進めることで、職員の定着率向上を図る。

<実施状況>

⇒職員に育児短時間勤務制度の積極利用を勧めている。

公益社団法人愛媛県看護協会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間

2.内容

目標1：法を上回る取組として、子の看護休暇が小学校6年生まで取得可能であること、時間単位での取得可能であること、有給であることを職員に周知し、制度利用を促進することで、子育て中の職員の定着率向上を図る。

(対策)

- 令和元年12月～ 子の看護休暇制度の周知。
- 令和2年 1月～ 積極的な制度利用を促す。

目標2：業務の見直し、応援体制の整備をすることで、年次有給休暇の取得を促進する。

(対策)

- 令和元年12月～ 職員の具体的なニーズ調査。
- 令和2年 4月～ 部署ごとに応援体制を確認し、積極的な取得を促す。